



令和8年7月3日
湯河原町健康こどもみらい課

報道機関各位

湯河原町子育て世帯支援給付金について

物価高の影響が長期化している中で、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、子育て世帯を対象に児童1人あたり5,000円を給付します。

原則、申請は不要となりますが、一部申請が必要な場合があります。

支給対象者には令和8年6月30日に案内通知をお送りしました。

なお、この給付金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しております。

【支給対象者】

- (1) 令和8年6月分の児童手当を湯河原町から支給される児童
- (2) 令和8年5月31日時点で湯河原町に住民登録がある児童
- (3) 令和8年6月1日から令和8年7月31日までに出生または転入し、湯河原町に住民登録をした児童

【申請が必要な方】

- (1) 別居監護で他市町村在住の配偶者の方が児童手当を受給している方
- (2) 令和7年度物価高対応子育て応援手当（児童1人あたり2万円）を受給していない公務員の方

【申請期間】

令和8年8月17日（月曜日）まで（郵送可 消印有効）

【支給時期】

令和8年8月中旬以降

【支給方法】

・申請不要の令和7年度物価高対応子育て応援手当受給者の方は、応援手当受給口座へ振り込みます。

※口座を解約等により振込に支障がある場合は、令和8年7月31日（金曜日）までに健康こどもみらい課にご連絡ください。

お問い合わせ先

湯河原町健康こどもみらい課 児童福祉係 金田

（電話）0465-63-2111（内線）366

（FAX）0465-62-7001

（Eメール）kodomoshien@town.yugawara.kanagawa.jp